

天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会規約

平成21年9月2日制定

(名 称)

第1条 本協議会は、天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、子ども農山漁村交流プロジェクトが開始されたことに鑑み、多様な主体からなる受入体制を構築し、農山漁村での長期滞在型グリーンツーリズムの受入に関するノウハウの蓄積及び情報発信を行い、誘客を促進させ、地域全体を活性化することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 子ども農山漁村交流プロジェクト事業に関すること。
 - 二 その他目的達成に必要な事項に関すること。
- 2 協議会は、業務の一部を委託することができる。

(協議会組織)

第4条 協議会は、次の団体等の代表をもって組織し、本会の会員となる。

- 一 天栄村
- 二 天栄村議会
- 三 天栄村教育委員会
- 四 天栄村商工会
- 五 天栄村駐在員会
- 六 天栄村農業委員会
- 七 天栄村観光協会
- 八 すかがわ岩瀬農業協同組合
- 九 天栄村振興公社
- 十 天栄村観光商業協同組合
- 十一 その他関係団体

(加入退会)

第5条 協議会に入退会しようとするものは、必要書類を会長に提出し、入会の場合は理

事会の承認を得なければならない。

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 10名以内
- 四 監事 2名

(役員の内免)

第7条 役員は、総会において選任し、または解任する。

(役員の内務)

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故がある時はその職務を代理する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計事務を監査する。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、2年とし、再任を妨げない。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が招集し、本会の事業推進上の諸問題の内討及び本会の効率的運営を図るための協議等を行う。

(顧問)

第11条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の内認を得て、委嘱する。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回とし、毎事業年度終了後3カ月以内で開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会は、本会の事業計画、予算、決算、規約の改廃、その他重要事項を議決する。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の成立及び議決)

第13条 総会は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 規約の廃止は、構成員の3分の2以上をもって決する。

(経 費)

第14条 協議会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 その他特別に実施する事業については、受益者の負担金等をもってこれに充てる。

(会 計)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、天栄村商工会内に置く。

(雑 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、天栄村商工会の規定により会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、平成21年9月2日から施行する

2 協議会設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年の総会までとする。

●天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会について

平成21年9月に子ども農山漁村交流プロジェクト、教育旅行等の受入地域として、天栄村の雄大な自然や歴史、伝統文化などの魅力ある多様な地域資源を全国に発信するとともに、都市部の児童等を受け入れることにより、地域の宝の再確認や人々の活性化を図るため、平成21年9月設立。

行政をはじめ25団体の構成で組織されており、構成団体以外にもプリティッシュヒルズやレジーナの森といった企業、地元のNPO法人等との連携体制が形成されており、地域の人々が一丸となって受入を行っています。

●推進にかかる経緯

- 平成21年5月 天栄村役場からの委託により発足
- 平成21年7月 天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会設立発足準備委員会開催
- 平成21年9月 天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会設立
- 平成22年10月 福島県モデル受入地域協議会認定
- 平成23年7月 福島県事業「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」開始
- 平成23年10月 福島県モデル受入地域協議会認定（以降継続）
- 平成24年1月 まちむら交流機構等の推薦を受け、キズナ強化プロジェクト受入地域の打診
- 平成25年11月 全国グリーン・ツーリズムネットワーク福島県大会地域分科会開催

●教育旅行等の受入について

平成23年7月に東京都の中学校2校、約500名の受入が決定していたが、3月に起きた東日本大震災により保護者等の実施反対、懸念され2校とも他県にての実施(キャンセル)となってしまった。その後も天栄村の安心・安全性をPRし、誘致活動を行ってはいるものの、保護者の不安感が大きく、誘致が困難な状況である。現に、本年度の7月に東京都の中学校1校の受入予定があったが、採択時期であった去年の秋頃において、福島第一原発の汚染水問題がニュースを賑わした時期と重なり、保護者からの反対の声があつて、他県にての実施(キャンセル)となってしまった。本年度においては、福島第一原発からの距離等と示したMAPを作成し、正しい情報の発信につとめ、教育旅行の誘致も促すイメージ戦略を図ることとしている。

●福島県内子どもたちの受入について

平成23年3月の東日本大震災により、屋外活動制限を余儀なくされた福島県内の子どもたちが、のびのびと屋外活動出来る場の提供をと開始された「ふくしまっ子体験活動応援補助事業(福島県)」の受入地域として、福島県内の親子の受入を実施。初年度(平成23年度)においては、福島市や郡山市等、県内でも放射線量の数値が高い地域からの参加や問い合わせも多く、参加時に涙ぐむ保護者の方も見受けられた。こちらの事業は継続して現在も行っており、福島県内の子どもたちののびのびとした活動の一助となっている。

● 海外からの青少年等の受入について

平成24年始めに、まちむら交流機構等の推薦を受け、外務省事業「キズナ強化プロジェクト事業(民主党政権)」現在は名称が変わり「JENESYS2.0 事業(自民党政権)」の受入地域として、海外の青少年の受入を行っている。福島県内で受入を行っているのは、喜多方市、南会津町、天栄村の3市町村のみ。

日本の力強い復興の姿、現状を知り、理解してもらうとともに、帰国後の情報発信による日本、天栄村の安全性のPRにつとめている。震災学習プログラムを積極的に取り入れて実施している。

帰国後発信プログラムとして、天栄村のPRソングやPRムービーを作成してくれた青少年等も多く、YOUTUBE等のSNSを活用して世界に広く発信してくれている。



● キズナ強化プロジェクト事業(外務省)について

「アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流(キズナ強化プロジェクト)」は、2011年3月11日発生した東に本題震災で日本が受けた被害と再生に関する、諸外国の正確な理解増進を目的として日本政府により進められた事業。アジア大洋州地域及び北米地域の41の国・地域から青少年を招聘し、交流プログラムや被災地視察、ボランティア活動等を実施するとともに、日本の青少年をそれぞれの地域へ派遣し、被災地の現状に関する正しい認識や、防災知識などについて、幅広く共有する。本事業の大部分を占める短期招聘では、日本滞在10日間のうち、原則6泊7日間の東日本大震災被災地(※特定被災区域)の訪問が含まれています。

- 交流人口は、招聘と派遣を合わせて約1万人。
- 被災地4県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)で受入を実施

招聘事業

短期(原則10日間、約9,710名)

【対象】

(1)アジア大洋州:高校生・大学生等 (2)北米:高校生

【プログラム内容】

被災復興講義、6泊7日の被災地訪問プログラム(高校・大学交流、地域交流、ボランティア活動、視察、産業体験等)、他地域でのホームステイ、学校交流、市民交流、視察、等

長期(原則1年、約250名)

【対象】アジア大洋州:高校生・大学生等

【プログラム内容】

一般家庭でのホームステイからの通学、滞日中に3回の被災地訪問プログラム(ボランティア活動、地域交流、視察、産業体験等)

派遣事業

短期(原則10日間、約2,495名)

【対象】

(1)アジア大洋州:被災地の高校生・大学生等 (2)北米:被災地の高校生

【プログラム内容】

英語研修(北米のみ)、文化体験、高校・大学交流、ホームステイ、視察、復興に関するプレゼンテーション等

長期(6ヶ月以上、約200名)

【対象】北米:被災地の大学生・大学院生等

【プログラム内容】英語研修、ビジネス慣習研修、文化体験、インターンシップ等、復興についてのプレゼンテーション等

● JENESYS2.0 および KAKEHASHI Project(外務省ほか)について

「JENESYS2.0」および「KAKEHASHI Project-The Bridge for Tomorrow」は、クールジャパン事業の一環として、日本とアジア大洋州地域及び北米地域をつなぐ青少年交流事業です。2013年3月、日本経済の再生と、日本的な「価値」への国際理解の増進を目指し、始まりました。参加した青少年は、帰国後に SNS 等を活用して積極的に日本の魅力について対外的に発信することが期待されています。

JENESYS^{2.0}



*1 JENESYS2.0 は、2007 年から 5 年間実施した「21 世紀東アジア青少年大交流計画 JENESYS Programme (Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youth) の後継として実施されます。

*2 KAKEHASHI Project(米国事業)については、独立行政法人 国際交流基金より、地方プログラムの企画・運営(招へいプログラム)等を受託しています。

● 震災学習について

当会では、東日本大震災を教訓に、災害時に身を守るためには子どものころから防災についての知識を身につけ、的確に対応できる力をはぐむことが大切であり、家庭や地域社会と学校等所が連携して防災教育に取り組むことが重要と考えました。そこで防災教育の充実を図るため、また、未曾有の大災害である「東日本大震災」の被災の事実を風化させない、支援・復興の取組みにつなげるために防災教育プログラムの開発に取り組んでいます。防災をテーマとした宿泊体験や体験学習プログラムを通して、子どもたちが災害時等の困難な状況においても、自ら考え、互いに助け合い、生き抜くための知識と技を身につけることで、復興を担う子どもたちの防災意識を高めるとともに、他者を思いやる心や行動できる力などの“生きる力”を育みます。また、地域住民の皆さんの参画や避難所等で生活されている方にご協力を得ながら実施することにより、そこで得た知識と経験を地域や学校等で生かし、防災教育の推進と地域防災力の強化、地域の絆づくりに繋げることを目指しています。

● 震災学習プログラムについて

・行政による除染の取組みについて講話 ・「ゼロへの挑戦」鑑賞

福島第一原発事故により、福島県全体で向き合っていかなければならなくなった放射能汚染。
天栄米栽培研究会の放射性物質吸収抑制の取組みを学ぶ。

・放射線学習（除染プラザ）

福島県がどうして除染を行わなければならなくなったのか、放射線への人体への影響など。放射線を実際に見てみる。

・米、きゅうり農家訪問

農家との交流。自分たちで収穫体験。風評被害に立ち向かう姿など。震災前後のお話し。

・放射線量測定

自分たちが収穫してきたきゅうり等の農作物を線量計で実際に NAI シンチレーションスペクトロメーターで計測してみる。
天栄村産の農作物の安全性の PR にもつなげる。

・**震災講話（双葉町、富岡町の方）**

被災された方々から体験談（震災の恐ろしさ、悲しさ、復興への思い等）等の実体験を直接聞くことで震災についてより具体的な理解を得、未曾有の大災害の教訓、経験を次世代に伝え、災害の風化を防ぐことにもつなげる。

・**東日本大震災活動記録（警察署、消防署、自衛隊の方）**

・絵本や紙芝居の読み聞かせ

・サバイバルキャンプ(防災キャンプ)

初期消火と応急手当、三角巾での応急処置や竹の棒と毛布を使った担架作りなどを消防署員から教わる。
ブルーシートを使ったテントの立て方、ビニール袋と新聞紙を使った寝袋の作り方を学ぶ。空き缶でランタンと飯ごう作り。
新聞紙で器作り。炊き出し体験、火おこし体験など。

・なまずの学校（カードゲーム）